

「浦安市パートナーシップ宣誓制度」の宣誓を希望される方へ  
致各位希望进行“浦安市伴侣关系宣誓制度”的宣誓者

浦安市企画部多様性社会推進課  
浦安市企画部多样性社会推进课

浦安市では、人権が尊重され、多様な個性や価値観を認め合い、誰もが地域の中で生き生きと暮らし共に支え合う社会の形成を図ることを目的として『パートナーシップ宣誓制度』を実施しています。

浦安市为形成一个尊重人权、互相认同多样个性和价值观、无论谁都能在社区中充满活力地生活而且所有人都彼此互相支持的社会，实施了“伴侣关系宣誓制度”。

この制度は、性別や性自認、性的指向等に関わらず、お互いが人生のパートナーであるという方々（同性カップル・事実婚等）が、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓を受けたことを証明するため、浦安市が宣誓書受領証を発行するものです。

此项制度有关性别、性别认同、性取向等、互相认同对方为自己人生伴侣的人（同性爱侣、事实婚姻等）根据自由的意愿宣誓成为伴侣的事实，浦安市将发行宣誓书受领证。

また、お二人に未成年のお子様がいいらっしゃる場合、宣誓書受領証にお子様の氏名・生年月日を記載することができます。（ただし、お子様が15歳以上の場合は、同意が必要です。）

※ この制度は、民法上の婚姻とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありません。

此外，两人若拥有未成年的孩子，则在宣誓书受领证中记载孩子的姓名和出生日期（但是，孩子年满15岁以上时需取得其同意）。

※这一制度与民法上的婚姻不同，并不产生法律效力（继承遗产、抵扣税费等）。

## 1 宣誓できる方

- ① 成年（18歳以上）であること。
- ② 双方または一方が浦安市内に住所があること。  
もしくは、双方または一方が浦安市内へ転入予定（3か月以内）であること。
- ③ 双方に配偶者がいないこと。（婚姻をしていないこと）。
- ④ 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと。
- ⑤ 双方が民法に規定する近親者（婚姻ができない続柄）でないこと。  
ただし、同性間でパートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く。
- ⑥ 浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく宣誓の取り消しを受けたことがないこと

## 1 可宣誓的人员

- ① 成年人（18岁以上）。
- ② 双方或一方在浦安市内拥有住所。  
或者，双方或一方预定迁入浦安市内（3个月以内）。
- ③ 双方均无配偶（目前不存在婚姻关系）。
- ④ 与宣誓者以外的人没有伴侣关系。
- ⑤ 双方之间并非民法规定的近亲（禁止结婚的亲属关系）。  
但是，同性之间基于伴侣关系而形成养子关系者除外。
- ⑦ 从未有过因根据有关浦安市伴侣宣誓处理纲要而被撤销宣誓的事情。

## 2 宣誓方法

※宣誓に関する事務（予約・宣誓の受付など）はすべて日本語で行います。

### ① 宣誓日の予約

宣誓を希望する日の3か月前から7日前までに、市役所窓口又は電話、メールでご予約ください。（土・日・祝日・年末年始を除く。）

#### 【連絡先】

浦安市企画部多様性社会推進課

浦安市猫実1-1-2 文化会館2階

電話：047-712-6803

（平日9時～17時までにご連絡ください）

メールアドレス：[tayousei@city.urayasu.lg.jp](mailto:tayousei@city.urayasu.lg.jp)

## 2 宣誓方法

※宣誓相关的事務（予約、宣誓受理等）均使用日文进行。

### ① 予約宣誓日

请于希望宣誓日的三个月前至七日前的期间，到市政府窗口或拨打电话、或发送电子邮件预约。（周六、周日、节假日、年末年初除外。）

#### 【联络地址】

浦安市企画部多样性社会推进课

浦安市猫实1-1-2 文化会馆2层

电话：047-712-6803

（请在平日9点至17点联络）

电子邮件地址：[tayousei@city.urayasu.lg.jp](mailto:tayousei@city.urayasu.lg.jp)

### ② パートナーシップの宣誓

- ・ 予約日時に多様性社会推進課へ2人そろってお越しください。
- ・ 必要書類をご持参ください。
- ・ 予約時の申し出により、親族、第三者の同席も可とします。
- ・ 市の職員の前で「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出いただきます。

### ② 伴侶宣誓

- ・ 请在预约时间两位一起到多样性社会推进科。
- ・ 请携带所需的资料。
- ・ 通过预约时提出，也允许亲属、第三者到场。

- ・ 在市政府职员的面前，《伴侣宣誓书》上亲自签名，并提交。

③ 宣誓書受領証等の交付

- ・ 提示書類により本人確認を行います。
- ・ 提出書類の確認を行います。  
(パートナーシップ宣誓の対象となる要件が満たされているかの確認を行います。  
事務作業等のため、60分程度、お時間をいただきます。)
- ・ 要件を満たしている場合、宣誓書受領証を即日交付します。  
(A4サイズはお二人で1部、カードはお二人にそれぞれ1部ずつ)

③ 宣誓書受領証等の交付

- ・ 根据出示的资料进行本人身份确认。
- ・ 对于提交的资料进行确认  
(判断是否符合成为伴侣宣誓对象的必要条件。  
由于要进行事务作业等，因此需要约60分钟的时间)。
- ・ 符合必要条件时，即日交付宣誓书受领证  
(A4大小的资料两人1份，卡片为各人1张)。

### 3 必要書類

#### ① 提出書類（3か月以内に発行されたもの）

##### ○ご住所が確認できる書類

- ・住民票の写し

（マイナンバーが入っていないもの）

##### ○独身であることを証明する書類

- ・在日本大使館等の外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書もしくは独身証明書及び日本語翻訳

#### ② 提示書類

- ・本人確認書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（顔写真が入っているもの）、在留カード（顔写真が入っているもの）など

### 3 必要資料

#### ① 提交資料（3个月以内发行的文件）

##### ○可确认地址的资料

- ・住民票的副本  
（无个人号码）

##### ○证明是独身的资料

- ・由驻日本大使馆等的外国机关发行的具备婚姻必要条件的证明书等或独身证明书及其日文翻译

#### ② 出示证件

- ・确认本人的证件

驾驶执照、护照、个人号码卡（有证件照片）、在留卡（有证件照片）等

### 4 その他

ご住所の変更等があった場合は、届出が必要となりますので、お問い合わせください。

### 4 其他

住所等有变更等时需要申报，请联系咨询。